

成田市総合保健福祉計画等策定支援業務委託仕様書

(介護保険事業計画策定支援業務委託分)

I. 業務名

成田市総合保健福祉計画等策定支援業務
(介護保険事業計画策定支援業務委託分)

II. 委託の目的

本業務は、成田市（以下「発注者」という。）が第8期成田市介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度）を策定するに当たり、本市の現状と課題、市民の高齢者福祉・介護保険制度に関するニーズや意識、行動等の実態を的確に捉えつつ、制度を取り巻く時代の潮流や本市の他の計画、国の制度改正等と整合を図るため、豊富な経験と高い専門知識を備えた外部の専門機関へ業務委託を行うものである。

なお、本業務は、令和2年度（ニーズ調査等業務は、令和元年度）において実施する。

III. 委託期間

契約締結日の翌日から令和3年3月31日までとする（本業務は、令和2年度に実施）。

IV. 業務内容

1. 施設整備計画の検討

第8期計画に計上する高齢者福祉施設・介護保険施設の整備計画を検討するに当たり、長期的（団塊の世代が75歳以上となる令和7年度まで）な介護サービスの需給見込みを推計し、施設の必要規模を試算する。

2. 現状の評価・分析と課題整理

(1) 現状の評価・分析と基本的な政策目標及び重点課題の整理

これまでの本市における高齢者福祉及び介護保険の現状の評価・分析を行うための資料作成を行う。

また、将来に向かって、少子高齢化や住民主体のまちづくりに対応した今後の本市における高齢者福祉及び介護保険の方向性を調査する。

(2) 上位・関連計画調査

計画の策定に当たり、前提として踏まえる必要のある総合計画や地域福祉計画などの各種計画の概要を把握し、本計画とのかかわりを整理する。

3. 介護サービス供給量の推計

介護サービスの種類ごとに、現状の把握と評価を行い、その結果を基に令和7年度までの各年度のサービス量を推計するとともに、その目標達成のための方策の検討を行う（サービス量推計については、国の地域包括ケア「見える化システム」を活用し推計する。）。

地域包括ケア「見える化」システムへのデータ取込は基本的に発注者で行うこととし、受注者はそのアドバイス、助言、補助的作業等を行うこととする。

4. 介護保険料の設定

介護サービスの種類ごとの現状の把握と評価、それぞれの事業量を算定しその結果を踏まえ、本市の高齢者人口の推移・介護サービス利用者数の推移について経年的に把握した上で、発注者と調整しながら第8期成田市介護保険事業計画における介護保険料を設定する。

5. 第8期成田市介護保険事業計画案の作成

4課ワーキング会議等で検討した計画の原案に適宜加筆・修正を加えて、保健福祉審議会に臨むための計画案を作成し、また、保健福祉審議会の意見を受けて4課ワーキング会議で検討した結果により、さらに適宜加筆・修正を加え、計画案を作成する。

6. 会議の出席

令和2年度に保健福祉審議会4回程度を予定しており、発注者の指示により出席し、運営支援を行う。4課ワーキング会議は、適宜出席・運営支援を行うこととする。

なお、会議資料については、会議の出席回数に関係なく発注者の指示により作成する。

会議等には、原則として、本業務の技術者が出席することとする。

7. 成果品

①パブリックコメント原稿案作成：1回

A4判、約120ページ、1色編集、データ納品

②第8期成田市介護保険事業計画

A4判、約120ページ、カラー編集、データ納品

③第8期成田市介護保険事業計画概要版

- A 4 判, 1 2 ページ, カラー編集, データ納品
④①～③の電子データ (データ形式については, 別途協議)

V. 計画策定支援

1. 支援業務の執行体制

- (1) 介護保険事業計画策定の支援業務の経験を持つ技術者 (研究員等) を 2 人以上確保し, 正副担当者とする。本プロポーザルの他の 2 計画との兼務も可とする。
- (2) 受注者は, 契約期間中常に国の動向に注視しつつ, その動向に柔軟に対応するものとする。

2. 支援業務にかかわる協議

受注者は, 本業務を円滑に遂行するため, 発注者と十分な打合せをしなければならない。

VI. 市の責務

発注者は, 受注者が業務を遂行するに当たり必要な情報収集・資料提供等の協力を行う。

VII. 疑義

本仕様書に記載されていない事項について, 疑義等が生じた場合は, 速やかに発注者と協議の上, 指示・承認を受けるものとする。